

## 長野県地域防災計画（火山災害対策編）の修正について

長野県危機管理部

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第5条第2項の規定により、県地域防災計画に同条第1項に関わる事項を定めるとき、または変更するときには、火山防災協議会の意見聴取をすることが義務付けられ、「長野県地域防災計画 火山災害対策編 令和3年度修正（案）新旧対照表」について、意見聴取を行った。その結果は下記のとおり。

### 記

- 1 修正対象計画  
長野県地域防災計画 火山災害対策編（令和3年度修正）
- 2 主な修正内容
  - （1）災害対策基本法の改正による修正
  - （2）防災基本計画修正に伴う修正
  - （3）時点更新等
- 3 意見聴取の結果  
意見なし